

財務省告示第二十九号
 個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四
 年財務省令第六十八号）第四条第六項第二号に
 規定する中途換金に係る個人向け国債を買入消却
 したので、その国債の名称等を別表のとおり告示
 する。

平成十九年一月二十九日

財務大臣 尾身 幸次

（別表）

国債の名称	記号	総額面金額の	総買入価額の
個人向け利付 国債券（固 定・五年）	第一回	円百六 五億 十二 一千万六	円千百六 四七億 百十二 十六千二 四万二
個人向け利付 国債券（変 動・十年）	第十三回	十三億 五千万 五百三	円五十三 百四億 五万三 十二百 九千五
〃	第三回	十八億 四千万 五百五	六三十四 万四億 六千六 千六十
〃	第十五回	円四十 百三 九億 十六 万千	九万四十 三百三 億五千 九百六 千二百
合計		四千三 万八十 円百六 三億 十九	八万千三 十二百 十六千 二億 五百六 百六九